

Ⅲ 当面進めるべき施策

2 情報提供の推進とこれによる医療機関相互の競争の促進

(医療機関に関する情報提供の推進)

- 医療における比較可能な客観的な情報を提供するためには、情報基盤の整備が必要であり、電子カルテシステムの導入等医療のIT化を積極的に推進する。
- 医師・歯科医師の専門性や病院の機能を含め、広告規制の更なる緩和を検討し、医療機関が広告可能な事項の拡充を図る。(平成13年度)
- 日本医療機能評価機構の評価の普及を図るこのため、国公立病院・国公立大学病院において率先して受審するとともに、臨床研修病院等について受審や受審結果の公表の義務付けを行う方向で検討する。

(患者に対する情報提供の推進)

- 患者に対する十分な説明と意思の尊重、患者の診療への参加等を目的としたカルテ等診療情報の開示の推進、EBMに基づく最新の標準的診療ガイドラインの情報提供等、患者に対する情報提供推進のための環境整備を進める。
- 各種情報のデータベース化・ネットワーク化を行い、国民が容易に医療に関する情報にアクセスできる環境を整える。

医療に関する広告規制の緩和について

- 今般の医療制度改革では、我が国の医療を一層質の高い効率的なものとしていくために、医療に関する情報開示を進め、患者の選択の拡大を図ることが重要な柱と位置付けられている。
- こうしたことから、社会保障審議会医療部会における議論を踏まえ、広告規制の大幅な緩和を行うこととし、本年4月1日から施行した。
- 具体的には、医療機関が広告できる事項として下記の事項を追加した。

◇医療の内容に関する情報

- 専門医の認定
- 治療方法
- 手術件数
- 分娩件数
- 平均在院日数
- 疾患別患者数

◇医療機関の構造設備・人員配置に関する情報

- 医師・看護婦等の患者数に対する配置割合
- 売店、食堂、一時保育サービス等

◇医療機関の体制整備に関する情報

- セカンドオピニオンの実施
- 電子カルテの導入
- 患者相談窓口の設置
- 症例検討会の開催
- 入院診療計画の導入
- 医療安全のための院内管理体制

◇医療機関に対する評価

- (財) 日本医療機能評価機構の個別評価結果

◇医療機関の運営に関する情報

- 病床利用率
- 外部監査
- 理事長の略歴
- 患者サービスの提供体制に係る評価 (ISO9000s)

◇その他

- 医療機関のホームページアドレス
- 次に掲げる医療機関である旨
 - ・ 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
 - ・ 小児救急医療拠点病院
 - ・ エイズ治療拠点病院
 - ・ 特定疾患治療研究事業を行っている病院 等